

令和3年6月3日

保護者様

松阪市立豊田小学校

校長 大瀧 剛

「三重県まん延防等重点措置」の期間延長に伴う対応について

日頃は、学校教育に対しご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、コロナ禍の教育活動については、いろいろとご心配をおかけしております。「三重県まん延防等重点措置」の期間が20日まで延長となり、それを受けて、松阪市教育委員会から改めて感染防止対策に関する通知がありました。つきましては、以下のように対応していきますので、再度ご確認くださいませますよう、お願いいたします。

記

1. 感染症対策と健康管理の徹底について（お願い）

- お子様に発熱、腹痛等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えるとともに、風邪症状がなくても日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談・受診をお願いします。
- 同居のご家族に発熱、腹痛等風邪症状が見られる場合には、登校を控えてください。
- 休日や祝日における移動は、移動先が「密」となるなど感染リスクが高くなる場合は移動をさけるようお願いいたします。また、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策の徹底をお願いします。

2. 教育活動について

以下の教育活動については、措置が解除されるまで延期します。

- 児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 理科における児童同士が近距離で活動する実験や観察
- 音楽における室内同氏が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- 家庭における児童同士が近距離で活動する調理実習
- 体育における児童同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

3. 学校行事について

- 松阪市外への移動を伴う校外活動
- PTA等の会議については、PTA等と実施の必要性や緊急性を慎重に協議した上で、実施する場合は、人数や時間の制限など感染防止対策を徹底する。
- 一定の人数が来校するような行事については延期する。